

消費者庁打合せの概要（豊類公正競争規約関係）

日時：平成27年4月14日10:00～12:40

場所：農林水産省生産局第1会議室

参加者：消費者庁表示対策課

豊類公正競争規約作成連絡会 副会長、規約検討委員長、協議会検討委員長代理、
調査・広報委員長、幹事、委員
(オブザーバー) 経済産業省、農林水産省

●「豊産業の現状と課題」について

- ・3月19日に連絡会から消費者庁に、豊類公正競争規約の必要性を示す資料として、「豊産業の現状と課題」を提出。
- ・3月30日に消費者庁は連絡会に対して同資料に対する「御指摘事項」を提示。
- ・4月14日に連絡会から消費者庁に「豊産業の現状と課題に関する消費者庁からの御指摘事項に対する補足事項(メモ)」を提示。

◇消費者庁から

- ・「豊産業の現状と課題」に対する「御指摘事項」について説明。
- ・「豊産業の現状と課題」には豊産業の実態は記載されている。しかし、本資料は豊の表示に関する規約検討のための資料なので、消費者向けの表示に関する内容を追記して欲しい。
- ・具体的には、下記について追加・修正を要望。
 - +各項目について、現状はどのようになっている、今回規約を導入することによってどう改善したいのか、整理して記載。
 - +割合などを示しているものに関しては、根拠をきちんと示しつつ説明。
 - +豊表の流通に関して、流通ルートもしくは流通段階毎のトレーサビリティ可能な割合の見込みを提示。
 - +今回連絡会から提示のあった、「豊産業の現状と課題に関する消費者庁からの御指摘事項に対する補足事項(メモ)」の内容について、本資料への追記。
- ・本資料に関する細かい指摘事項については、後日伝えたい。

◇連絡会から

- ・「豊産業の現状と課題に関する消費者庁からの御指摘事項に対する補足事項(メモ)」について、販売、流通、生産・輸入の段階に分けて説明。主な説明内容は以下のとおり。
 - +豊店の表示例として、実際の豊店のチラシ、インターネット等の具体例を提示し、良い例、問題があると思われる例を説明。
 - +チラシ業者の安値表示に誘引された消費者が結果的に高い商品を買わされて苦情を寄せる事例が多いことを説明。
 - +生産、輸入、流通段階からの情報が不適切だと、豊店が消費者に適切な情報を提供できなくなるため、トレーサビリティが必要不可欠であることを説明。

●その他

- ・規約の早期認定に向けて「豊産業の現状と課題」の整理と並行して審査を進めることができる部分については、随時進めていただくよう要請。

以上